

役員退職手当支給規程

第1条 役員が退職するときは、本規程により退職金又は功労金（以下「退職金」という。）を支給する。

第2条 本規程による役員は次の者とする。

会 長
副 会 長
専務理事
常務理事
理 事
監 事

第3条 役員に対する退職金の支給割合は次のとおりとする。

（功労金）

会 長（非常勤） 1年につき30万円とする。
副 会 長（非常勤） 同 上

（退職金）

会 長（常勤） 在職期間1月につき退職時における役員給の月額に100分の12.5を乗じて得た額とする。

副 会 長（常勤） 同 上
専務理事（常勤） 同 上
常務理事（常勤） 同 上
理 事（常勤） 同 上
監 事（常勤） 同 上

常勤役員に対して、別に功労金を支給することができる。

第4条 役員が在任中死亡したときは、前条による退職金を支給する外次の弔慰金を支給する。

1 常 勤 者 100万円
2 常勤者以外 会長の定める額

第5条 役員が異なる役職を引き続き在職した者の退職金の額は、異なる役職ごとの在職期間1月に退職または死亡時における当該異なる役職ごとの役員給の月額にそれぞれ100分の12.5の割合を乗じて得た額の合計額とする。

第6条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。業務上の負傷又は疾病による休暇期間は勤務期間とみなして計算する。

第7条 退職金の総額に100円未満の端数を生じたときは、100円単位に切り上げて支給する。

第8条 任期中に死亡した役員に対する退職金は、その者の遺族に支給する。

第9条 この規程に定めのない場合又は、この規程によりがたい場合は会長の定めるところによる。

附 則

この規程は昭和50年1月1日から施行する。

この規程は昭和56年4月1日から施行する。

この規程は平成5年4月1日から施行する。

この規程は平成13年4月1日から施行する。

この規程は平成16年4月1日から施行する。

ただし、第3条及び第5条の支給割合は平成16年度総会以降の期間について適用する。(16年度総会前は100分の25を適用する。)

この規程は平成21年6月1日から施行する。